

## スクールメディカルサポート事業実施要項

千葉市教育委員会

### 1 趣 旨

千葉市立学校（以下「学校」という。）に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、医療的ケアを行う看護師（以下「メディカルサポーター」という。）を派遣するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### 2 メディカルサポーターの資格

千葉市が雇用または委託契約した、看護師免許または准看護師免許を有する者とする。

### 3 メディカルサポーターの職務内容

関係者（主治医、保護者、メディカルサポーターが派遣される学校の校長、教頭、担任教員、養護教諭及び学校医その他教職員、教育支援課並びに養護教育センター職員等）と連携し、以下の医療的ケアのうち、教育委員会が認めた支援を行うものとする。

- (1) 【呼吸機能障害へのケア】喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内の喀痰吸引）  
（必要な吸引前の吸入を含む）  
酸素療法
- (2) 【摂食嚥下障害へのケア】胃ろう、腸ろう部の経管栄養管理、経鼻経管栄養管理
- (3) 【排泄機能障害へのケア】導尿
- (4) 【糖尿病管理に係るケア】血糖測定、インスリン注射
- (5) 【その他】教育委員会が、特に必要と認める医療的ケア

### 4 対象児童生徒

医療的ケアによる支援の対象となる児童生徒（以下「対象児童生徒」という）は、学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒のうち、教育委員会がメディカルサポーターの支援が必要であると認めた者とする。

### 5 メディカルサポーター派遣等に係る手続き

メディカルサポーターの派遣等に係る手続きについては別に定める。

### 6 派遣期間及び時間

派遣する期間及び時間帯は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 派遣期間は、当該年度内において、教育委員会が必要と認めた期間とする。ただし、対象児童生徒及び派遣される学校の状況に応じて、次年度以降も更新することができるものとする。
- (2) 派遣する時間帯は、対象児童生徒が登校してから下校するまでの間、教育委員会が必要と認めた時間帯とする。

### 7 指揮監督

教育委員会は派遣される学校の校長と連携して、メディカルサポーターの指揮監督に当たるものとする。

## 8 補則

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要項は、平成29年1月20日から施行する。

### 附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

### 附 則

この要項は、令和4年4月4日から施行する。

### 附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。